

# 平成 28 年定例会 12 月定期議会 産業建設常任委員会調査報告書

- 委員会報告（9月1日）…………… -3-
1. 平成 28 年定例会 9 月定期議会中の調査事項について
- 委員会報告（9月6日）…………… -5-
- 所管事務調査 <建設部>
1. 9 月定期議会補正予算について
  2. 下水道事業地方公営企業会計への移行概要について
  3. 平成 28 年度補助事業の執行状況について
- <産業経済部>
4. 株式会社とよま振興公社及び株式会社いしこしの経営状況について
  5. 9 月定期議会補正予算について
  6. 地域産木材の利用促進と公共施設等木造化・木質化に対する支援状況について
- 委員会報告（9月7日）…………… -11-
- 所管事務調査 <建設部>
1. 所管事業の平成 27 年度決算について
- 委員会報告（9月12日）…………… -13-
- 所管事務調査 <農業委員会>
1. 所管事業の平成 27 年度決算について
  2. 農業委員会の新体制について
- <産業経済部>
3. 所管事業の平成 27 年度決算について
- 委員会報告（9月16日）…………… -19-
- 所管事務調査 <建設部>
1. 9 月定期議会補正予算（追加）について
  2. 委員会報告書について
  3. 意見交換会に係る市民意見に対する対応について
- 委員会報告（10月28日）…………… -21-
- 所管事務調査
1. 意見交換会に係る市民意見に対する対応について
  2. 登米地域商工会連絡協議会、宮城県商工会連合会との商工振興懇談会

- 委員会報告（11月4日）…………… -24-  
所管事務調査 1. 農業委員会の新体制について
- 委員会報告（11月7日）…………… -28-  
所管事務調査、現地調査  
1. 長沼川改修事業計画について  
現地調査 2. 迫町大東地区排水事業について  
所管事務調査 3. 下水道事業の公営企業化について  
4. 産業振興会との意見交換
- 委員会報告（11月14日）…………… -35-  
1. 農業委員との意見交換
- 委員会報告（11月16日）…………… -38-  
所管事務調査 1. 登米市企業立地促進条例の一部を改正する条例に  
ついて  
2. 工事請負契約の変更契約の締結について  
（（仮称）長沼第二工業団地）  
3. （仮称）登米インター工業団地に係る継続費の設  
定について
- 委員会報告（11月24日）…………… -42-  
1. 農業委員会の新体制について

平成 28 年 12 月 14 日  
産業建設常任委員会

## 産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 28 年 9 月 1 日（木） 午後 4 時 16 分～午後 4 時 30 分
2. 場 所：迫庁舎 第 3 委員会室
3. 事 件  
(1) 平成 28 年定例会 9 月定期議会中の調査事項について
4. 参 加 者：委 員 長 中澤 宏、副委員長 佐々木幸一、  
委 員 工藤淳子、浅田 修、田口久義、及川長太郎、二階堂一男、  
岩淵正宏  
(議会事務局) 主 査 庄司美香
5. 概 要：以下のとおり

### (1) 平成 28 年定例会 9 月定期議会中の調査事項について

9 月定期議会中の所管事務調査について、下記のとおり決定した。

**9 月 6 日（火）**

**【所管事務調査】**

<建設部>

- ・ 9 月定期議会補正予算について
- ・ 下水道事業地方公営企業会計への移行概要について
- ・ 平成 28 年度補助事業の執行状況について

<産業経済部>

- ・ 株式会社とよま振興公社及び株式会社いしこしの経営状況について
- ・ 9 月定期議会補正予算について
- ・ 地域産木材の利用促進と公共施設等木造化・木質化に対する支援状況について

**9 月 7 日（水）**

**【所管事務調査】**

<建設部>

- ・ 所管事業の平成 27 年度決算について

9月12日（月）

【所管事務調査】

<農業委員会>

- ・所管事業の平成27年度決算について
- ・農業委員会の新体制について

<産業経済部>

- ・所管事業の平成27年度決算について

9月16日（金）

- ・委員会報告書について

## （2）決算審査特別委員会委員長の選出について

9月定期議会において設置する決算審査特別委員会委員長には、産業建設常任委員会から、中澤宏委員長を選出することに決定した。

## 産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 28 年 9 月 6 日（火） 午前 10 時 03 分～午後 2 時 31 分
2. 場 所：迫庁舎 第 3 委員会室
3. 事 件  
＜建設部＞
  - （1） 9 月定期議会補正予算について
  - （2） 下水道事業地方公営企業会計への移行概要について
  - （3） 平成 28 年度補助事業の執行状況について＜産業経済部＞
  - （4） 株式会社とよま振興公社及び株式会社いしこしの経営状況について
  - （5） 9 月定期議会補正予算について
  - （6） 地域産木材の利用促進と公共施設等木造化・木質化に対する支援状況について
4. 参加者：委員 長 中澤 宏、副委員長 佐々木幸一、  
委 員 工藤淳子、浅田 修、田口久義、及川長太郎、二階堂一男、  
岩淵正宏  
（建設部）建設部長 中津川源正、建設部次長 首藤正敏、  
土木管理課長 菅原和夫、 営繕課長 小野寺友生、  
住宅都市整備課長 小野寺克明、 下水道課長 細川宏伸、  
道路課長 伊藤勝、 道路課用地専門監 渡邊寿昭、  
土木管理課副参事兼課長補佐 小野寺憲司、  
下水道課課長補佐 阿部信広、  
住宅都市整備課まちづくり専門監 小林和仁  
  
（産業経済部）産業経済部長 千葉雅弘、 産業経済部次長 丸山仁、  
産業経済部次長兼農産園芸畜産課長 高橋一紀、  
産業政策課長 平山法之、 商業観光課長 遠藤亨、  
工業振興課長 伊藤秀樹、  
産業政策課副参事兼課長補佐 千葉昌弘  
（議会事務局）主査 庄司美香
5. 概 要：（別紙のとおり）
6. 所 見：（別紙のとおり）

(別紙)

## (1) 9月定期議会補正予算について <建設部>

### ○概要

#### ■道路新設改良事業及び中津山地区整備事業

平成29年4月開校予定である(仮称)飛鳥未来きずな高等学校周辺整備のため、宮城県から財産を取得し、市道整備を行うとともに、取得用地の一部を活用し、住宅地を整備。良好な住環境を提供することで、本市への移住・定住を促し、人口減少対策を図る。

<b>■筒場埜2号線道路整備事業 … 39,980千円</b>	
路線測量設計、用地測量、改良舗装工事200m、現道舗装工事146m、用地取得(約700㎡)	・測量設計業務委託料 8,000千円 ・工事請負費 31,000千円 ・用地取得費 980千円
<b>■中津山地区整備事業 … 33,329千円</b>	
用地測量、実施設計	・測量設計業務委託料 33,329千円



## (2) 下水道事業地方公営企業会計への移行概要について

### ○概要

登米市においても、下水道事業は今後、施設の老朽化に伴う改築更新等に多額の費用を要すると見込まれている。一方、将来人口の減少及び節水意識の浸透による、一

人当たりの処理水量減少に伴う使用料収入の低下により、経営状況は厳しくなることが想定される。

今後も安定したサービス提供の持続を可能にするため、下水道事業の経営成績及び財政状況をより明確にする必要があることから、地方公営企業会計へ移行する。

また、国から策定要請されている中長期的な経営計画、「経営戦略」は、本市においては高資本費対策としての地方交付税措置に影響することから、今年度中に策定する予定としている。

### ○所見

下水道施設は、市民のライフラインとして生活に欠かすことができない。

これからも安心して利用していくためには、安定した事業運営を行うことが必要である。

より一層の経営の健全性確保と経営基盤の強化を図れるよう注視していきたい。

## (3) 平成 28 年度補助事業の執行状況について

### ○概要

今年度の社会資本整備総合交付金について、前年度対比 1.5 倍程度の要望は行っているものの、県において事業費の振り分けをする際に厳しい査定となり、その交付率は低い水準に留まっている。

今後、交付金額に沿って事業費の見直しなどを図り、12 月定期議会において補正予算を計上することになる見込みである。

### ○所見

県においては、予算枠が限られており、その中での配分となる。

このことから、市としても予算がスムーズに配分できるよう、優先順位を見極め、厳しい査定の中ではあるが、さらなる要望をしっかりとっていくべきと考える。

#### (4) 株式会社とよま振興公社及び株式会社いしこしの経営状況について

##### ○概要

##### 【報告第19号、第20号】

	株式会社とよま振興公社	株式会社いしこし
入館、入園者数 (対前年比)	(増) 2,228 人	(増) 3,448 人
売上高 (対前年比)	(増) 8,354,504 円	(増) 19,532,769 円
当期純利益	△3,368,588 円	2,523,271 円
要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北一円と関東方面営業区域を強化し誘客の増加を図ったが、震災前の6割程度の回復にとどまった。</li> <li>・当期純利益の大幅な減少要因は、年間を通じた観光客の伸び悩みのほか、東京電力からの損害賠償金がなくなったことが大きな要因である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット検索サイト「子供とお出かけ情報 いこうよ」の東北・北海道地区年間アクセス数が昨年に引き続き、毎月検索数第1位を記録した。</li> <li>・開園20周年記念として、これまでになかったイベントを開催。</li> <li>・オフシーズンには、出張営業にも取り組んだ。</li> </ul>
その他	入館料では、教育資料館のみの単券購入が大きな割合を占めている。	第15期(H20.4.1～)から8期連続の黒字計上。
繰越純利益剰余金 (累積赤字)	△3,455,990 円	△18,009,814 円

##### ○所見

株式会社とよま振興公社については、東日本大震災による観光客数の伸び悩みが最大の要因と思料する。一層のエリア拡大による誘客に期待したい。

また、株式会社いしこしについて、宣伝効果や出張営業などにより、単年度で250万円強の利益を計上している。しかし、これには当期において、緊急雇用対策費800万円強が入っており、これがなかった場合、600万円程度の不足が生じたことを考慮すると、今後一層の営業努力が求められる。



(5) 9月定期議会補正予算について <産業経済部>

○概 要

■経営体支援事業 … 52,526 千円 (全額県支出金)

「人・農地プラン」に位置付けられている中心経営体の農業経営の発展・改善を目的に、中心経営体が金融機関からの融資によって農業用機械等を取得する場合に、その取得経費から融資等の額を除いた自己負担額について助成を行う。

当初予算では、40 経営体に対し 70,000 千円の補助を見込んでいたが、83 経営体から事業実施要望があり、県へ事業計画書を提出したところ、これが認められたため増額補正を行う。

\*83 経営体合計事業費 (計画) の内容 (単位: 千円)

取得に要する経費	事業実施経営体負担額			
	融資額	融資額を除いた負担額		自己資金
			補助金	
438,175	251,853	186,322	122,526	63,796

■多言語対応観光ガイドブック・音声ガイドペン導入事業

… 6,502 千円 (国庫支出金 5,201 千円、一般財源 1,301 千円)

訪日外国人旅行者の受入対策として、4市町 (本市、栗原市、一関市、平泉町) 連携で、統一的な多言語対応観光ガイドブック・音声ガイドペンを導入することにより、広域周遊ルートの形成につなげる。導入にあたっては、国 (観光庁) の東北観光復興対策交付金を活用する。

7カ国語に対応しており、A5版、16ページにみやぎの明治村、伊豆沼・内沼、フートピア公園などを掲載し、とよま観光物産センター及び教育資料館に備え付ける予定である。

## (6) 地域産木材の利用促進と公共施設等木造化・木質化に対する

### 支援状況について

#### ○概要

本市は市の総面積の4割を森林が占めており、その面積は22,133haである。林業が盛んであり、既に伐期に達した森林の計画的な伐採と、生産された木材の適切な供給と利用の確保が求められている。

#### ○所見

公共施設の整備等に対し、宮城県においては、「みやぎ木のやすらぎ空間確保対策事業」を実施しており、その補助率は3分の1以内とされているものの、実際には市町村振興総合補助金の配分額の中で交付されており、その配分額は年々減少している状況である。

木材利用のさらなる推進を図り林業の活性化を図るためにも、この件に関しては引き続き調査・事例研究を行っていきたいと考える。

## 産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 28 年 9 月 7 日（水） 午後 1 時～午後 4 時 20 分
2. 場 所：迫庁舎 第 3 委員会室
3. 事 件  
＜建設部＞
  - ・所管事業の平成 27 年度決算について
4. 参 加 者：委 員 長 中澤 宏、副委員長 佐々木幸一、  
委 員 工藤淳子、浅田 修、田口久義、及川長太郎、二階堂一男、  
岩淵正宏  
(建 設 部) 建設部長 中津川源正  
建設部次長 首藤正敏  
土木管理課長 菅原和夫  
営繕課長 小野寺友生  
住宅都市整備課長 小野寺克明  
住宅都市整備課まちづくり専門監 小林和仁  
下水道課長 細川宏伸  
道路課長 伊藤勝  
道路課用地専門監 渡邊寿昭  
土木管理課副参事兼課長補佐 小野寺憲司  
(議会事務局) 主査 庄司美香
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

(別紙)

・所管事業の平成 27 年度決算について <建設部>

○概 要

【歳出の主なもの】

■ 8 款 土木管総務一般管理費（委託料） … 37,318,320 円

⇒ 平成 21 年度に統合整備した道路台帳を基に、合併以後整備された市道や、圃場整備事業が完了した東和青木・米谷地区内の路線について道路台帳の補修修正を実施。

また、道路占用等管理システムの導入に伴い、占用許可所書発行や更新案内発行、占用料等の計算が電算化された。今後、許可証発行事務のスピードアップと事務量の軽減が期待される。

■ 8 款 道路維持補修費（委託料：288 件） … 248,297,019 円  
（工事請負費：32 件） … 207,282,240 円

⇒ 年々増加している道路等の補修要望について、効率的に補修を実施し、市民が安全に通行できる道路環境を整えることができた。

また、道路幅員 4 m 以下の側溝に蓋がない市道に側溝蓋を設置し、道路でのすれ違いや緊急車両等の通行が容易になるなど、道路機能の向上を図った。

■ 8 款 橋りょう維持補修費 … 233,149,760 円

⇒ 社会資本整備総合交付金事業により、国の重要施策に位置付けられている橋梁の損傷・劣化を確認するため定期点検を実施。

また、橋梁長寿命化修繕計画を基に補修工事に着手するとともに、日常的な維持管理として道路パトロールや清掃を実施し、通行の安全を確保した。

■ 8 款 災害公営住宅整備事業費 … 330,240,317 円

⇒ 東日本大震災により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な方々に対して、安定した生活を確保していただくため、災害公営住宅整備を実施。迫町佐沼大網地区において、西大網第二住宅 24 戸の設計業務、地質調査業務、用地補償契約、建築工事等を実施し、生活再建の支援及び復興のまちづくりを推進した。

## 産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 28 年 9 月 12 日（月） 午前 10 時 01 分～午後 4 時 04 分
2. 場 所：迫庁舎 第 3 委員会室
3. 事 件  
＜農業委員会＞
  - （1）所管事業の平成 27 年度決算について
  - （2）農業委員会の新体制について＜産業経済部＞
  - （3）所管事業の平成 27 年度決算について
4. 参 加 者：委員 長 中澤 宏、副委員長 佐々木幸一、  
委 員 工藤淳子、浅田 修、田口久義、及川長太郎、二階堂一男、  
岩淵正宏  
（農業委員会）事務局長 菅原貞治、 事務局次長 佐藤真吾  
（産業経済部）産業経済部長 千葉雅弘、 産業経済部次長 丸山仁  
産業経済部次長兼農産園芸畜産課長 高橋一紀  
産業政策課長 平山法之、 ブランド戦略室長 浅野之春  
ブランド戦略室登米産食材販売促進専門監 木村健喜  
農村整備課長 可野嘉弘、 商業観光課長 遠藤亨  
工業振興課長 伊藤秀樹  
産業政策課副参事兼課長補佐 千葉昌弘  
（議会事務局）主査 庄司美香
5. 概 要：（別紙のとおり）
6. 所 見：（別紙のとおり）

(別紙)

## (1) 所管事業の平成 27 年度決算について <農業委員会>

### ○概 要

主な業務として、農地の権利移動についての許認可や農地転用の手続きを行うほか、農地移動等の相談業務や各種調査を行った。

また、農業委員会事務事業の透明性向上及び公正性確保のため、目標達成に向けた活動の点検・評価と、その活動計画を市ホームページに公表した。

ほかに、地域の農業者の声を積み上げ、地域農業の発展に結び付けていくための意見公表として建議を行うなどし、秩序ある農地の利用調整を図り、優良農地の確保及び有効利用に資することができた。

各会議、部会の概要は次のとおり。

<b>■ 総会・運営会議</b>
農業委員会の円滑な運営を図るとともに、農地の権利取得後における下限面積の設定や活動基本方針・事業計画及び市から諮問された農業振興地域整備計画の見直しによる変更や、特定農地利用規定について審議を行った。
<b>■ 農地部会</b>
市内を3区域に分け、3農地部会で月1回の部会を開催し、農地の権利移動の許認可や転用等について審議を行い、秩序ある農地の利用調整を図り、優良農地の確保及び有効利用に努めた。
<b>■ 農政部会</b>
農業関係者から地域農業に関する現場の声を集約し、農業委員会活動に反映させるため、農業者等との意見交換会を開催。国内農産物の消費減少対策及び食料自給率向上について等、4項目についてとりまとめ、建議を行った。 また、「農の広場」を年3回発行したほか、3月には「農業委員会制度及び農地制度の改正」の周知のための特別号を発行した。 宮城県農業委員会だよりコンクールにおいては、今年度も特別賞を受賞。 ほかに、農業者年金加入推進員が中心となり、加入推進を行った。
<b>■ 農業振興部会</b>
農業経営支援会議では、農家の担い手等を調査し、課題解決のために継続調査を実施。農作業標準料金等調査会議では、農作業標準料金・賃金改定委員会で協議する資料の作成及び農地賃借料情報提供のための賃料を精査し、市の広報紙やホームページに掲載し、農家への周知を図った。 遊休農地対策会議では、農地利用状況調査や利用意向調査方針等の決定を行った。

【利用権設定等促進事業実績】

年度	区分		所有権移転		利用権（賃借権）設定	
	件数（件）	面積（㎡）	件数（件）	面積（㎡）	件数（件）	面積（㎡）
平成 27 年度	122	430,698	780 (594) [466]	6,284,859 (5,003,426) [4,247,472]		

※（ ）は新規の賃借、[ ]は中間管理機構への賃借

【農業者年金関係事務処理実績】

区分		受給申請	死亡届	加入届	受給者 現況届	その他	計
新制度	農業者老齢年金	59	162	33	2,645	200	3,158
	特例付加年金	10					
	計	69					
旧制度	農業者老齢年金	33	162	33	2,645	200	3,158
	経営移譲年金	16					
	計	49					

※単位：件

## （2）農業委員会の新体制について

### ○概 要

農業委員会に関する法律の改正法案は、平成 27 年 8 月 28 日に参議院で可決され、平成 27 年 9 月 4 日公布、平成 28 年 4 月 1 日に施行された。この時点で在任中の農業委員は、その任期満了まで農業委員として在任することとされ、本市の場合は平成 29 年 7 月 23 日まで従前の例により在任することとなる。

この改正に伴い、12 月定期議会において農業委員会及び農地利用最適化推進委員定数条例の制定、並びに報酬条例の一部を改正する条例を提案する予定である。

改正後の農業委員定数は、施行例等の規定に基づき現在の半数となる 24 人。このほかに、農地利用の最適化を担当区域ごとに推進する農地利用最適化推進委員を委嘱することになる。

報酬額については、農業委員が責任ある判断ができるよう水準の引き上げを検討することとされているが、平成 28 年 4 月から新体制になった全国の市の 93 委員会では旧体制と同額にしている委員会数が全体の 88.2%を占めている。

また、報酬の種類として、基礎的報酬のほかに活動実績割、成果実績割が新設され、条例により、実績に基づく報酬の追加払いができるよう規定する必要がある。

## ○所 見

これらの改正については、多くの問題点がある。

委員選出に当たり、地域指定ができないことによる委員空白地域が発生する恐れや、農業委員と農地利用適正化推進委員との業務区分不明瞭による責任所在のあいまいさ。さらには、報酬額についても引き下げの要素が見られるなど、現場との乖離が見られる。

平成 29 年 7 月からの新体制移行がスムーズになされるよう、条例も含め、今後引き続き検討すべき事案である。

## (3) 所管事業の平成 27 年度決算について <産業経済部>

### ○概 要

#### ■平成 27 年度緊急雇用対策

- 1) 賃金及び共済費（市臨時職員）
  - 雇用創出数：延べ 10 人
  - 賃金：9,598,234 円、共済費：1,466,688 円
- 2) 委託料（震災等緊急雇用対応事業、地域人づくり事業）
  - 雇用創出数：延べ 67 人
  - 委託料：222,395,777 円
- 3) 助成金（市町村版事業復興型雇用創出助成金）
  - 雇用創出数：延べ 89 人
  - 助成金：55,695,000 円

#### ■アグリビジネス人材育成事業

登米地域の農業経営力の向上、農商工連携の一層の促進を目指し、マーケティング、財務・会計、マネジメントなどの事業経営を学び、農業を基軸とした新規ビジネスの創出を担う人材育成を図ることを目的に、6月3日～9月9日までの間、計 16 日間開催。

経営実践分野では、農産物の流通などを学ぶ 11 講座、財務・会計、事業化プロセス分野では、ビジネスプランの作成など 12 講座、共通科目としては、戦略マネジメント・ゲームを 2 日、現地視察を 1 日行った。

平成 27 年度は 20 人の参加者のうち 19 人が卒塾。平成 25 年度以降 3 年間で計 60 人が卒塾したが、このうち 11 件が法人化・開業、3 件が 6 次産業化認定者となり、地域の中核となるリーダーの育成につながっている。



## ■園芸産地拡大事業

高品質で計画的な生産・出荷が可能な園芸特産物の産地育成を図るため、農業者、農業生産組織及び農業法人、共同利用施設利用者または共同利用施設管理者、新規就農者等が行う条件整備や生産資材の購入に要する経費に対し、補助を行った。

メニュー	件数	総事業費	補助額	補助率
園芸用ハウス整備事業	46	64,396,104	18,022,000	20% 40%※
園芸用機械整備事業	28	32,748,045	13,445,000	20% 30%※
指定産地定着化事業	3	102,540,380	5,084,446	5%
園芸生産者確保対策事業	10	2,037,685	363,000	20%
園芸産地育成新技術支援事業	12	3,350,695	617,000	20%
露地栽培用施設資材及び機会整備事業	9	2,072,326	665,000	40%
指定産地野菜リース事業	1	5,270,400	2,440,000	50%
計	109	212,415,635	40,636,446	

(※ 新規就農者の場合の補助率)

## ■林業振興事業

➤間伐：森林の適正な整備を図るため、市有林の間伐やみやぎの豊かな森林づくり支援事業等の活用により、民有林の間伐を推進している。

市有林 (h a)		計	市全体間伐
保有間伐	収入間伐		
9.21	34.23	43.44	263

➤里山再生事業：H22年度より、広葉樹の植栽及び天然更新事業を行う森林所有者に対し、1h a当たり20万円を上限に補助金を交付し、針葉樹林・広葉樹林ともに適正に整備、保全された多様な森林の整備を推進している。

件数	広葉樹林整備面積 (h a)			補助金交付額 (円)
	造林	天然更新	計	
5	0	16.47	16.47	3,294,000

➤地域材需要拡大支援事業：H22年度より、市民が、市内に市内産材を使用した住宅等を新築及び増築する場合、延べ床面積に応じて最大50万円を交付し、市内産材の需要拡大を推進している。

戸数	補助金交付額 (円)	木材使用量 (m <sup>3</sup> )	登米市産材使用料 (m <sup>3</sup> )	使用割合
29	10,500,000	534.45	324.85	61%

### ■登米市レンタカーによる観光利用キャッシュバック事業

国の平成26年度補正予算「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用し、市内への誘客を図るため、レンタカー利用者を対象にした観光利用キャッシュバック事業を実施。レンタカー会社3社(37営業所)と契約を結び、市内82店舗で利用できるようにした結果、平成27年7月からの9か月間で510件の利用があった。

キャッシュバック事業実績						
	項目	キャッシュバック金額(円)				計
		500	1,000	1,500	2,000	
計	件数	13	24	76	397	510
	金額	6,500	24,000	114,000	794,000	938,500
	委託料	7,020	25,920	123,120	857,520	1,013,580

ポイントから見る利用施設割合 ※( )は登録点数						
	項目	見る(11) 買う(16)	泊まる (13)	食べる (40)	温泉 (1)	計 (81)
計	ポイント数 (A)	295	6,815	473	32	7,615
	利用額 (A×500円)	147,500	3,407,500	236,500	16,000	3,807,500
	利用割合	3.87%	89.49%	6.21%	0.42%	100.00%

## 産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 28 年 9 月 16 日（金） 午後 1 時～午後 2 時 30 分
2. 場 所：迫庁舎 第 3 委員会室
3. 事 件  
＜建設部＞
  - （1） 9 月定期議会補正予算（追加）について
  - （2） 委員会報告書について
  - （3） 意見交換会に係る市民意見に対する対応について
4. 参 加 者：委員 長 中澤 宏、副委員長 佐々木幸一、  
委 員 工藤淳子、浅田 修、田口久義、及川長太郎、岩淵正宏  
（建 設 部）建設部長 中津川源正  
建設部次長 首藤正敏  
土木管理課長 菅原和夫  
道路課長 伊藤勝  
（議会事務局）主査 庄司美香
5. 概 要：（別紙のとおり）
6. 所 見：（別紙のとおり）

(別紙)

## (1) 9月定期議会補正予算(追加)について <建設部>

### ○概要

平成28年8月30日の台風10号により被害を受けたことに伴い、市道等、並びに河川等の災害復旧事業を実施するため、災害復旧費の予算を補正するもの。

事業費の財源は、すべて一般財源である。

### ■11款 災害復旧費 2項 公共土木施設災害復旧費(台風10号によるもの)

1目 道路橋りょう災害復旧費	
道路橋りょう災害復旧事業費 ⇒ 15,290千円	・弥惣線ほか60路線災害復旧業務委託料
2目 河川災害復旧費	
河川災害復旧事業費 ⇒ 13,720千円	・上伊貝川ほか23河川災害復旧業務委託料 (12,720千円) ・上鱒淵川災害復旧工事請負費 (1,000千円)

## (2) 委員会報告書について

### ○概要

平成28年6月9日以降行った、所管事務調査並びに現地調査、及び7月実施した行政視察に係る委員会報告書の内容について、確認を行った。

## (3) 意見交換会に係る市民意見に対する対応について

### ○概要

7月13日及び14日、市内各公民館等で実施した意見交換会において、市民から出された意見等のうち、産業建設常任委員会で所管することと分類された25件への対応について、協議を行った。

このうち5件については、今後担当部署から説明を受け、さらに調査を行っていくこととした。

## 産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 28 年 10 月 28 日（金） 午後 3 時～午後 5 時 03 分
2. 場 所：迫庁舎 第 2 委員会室、みやぎ北上商工会会議室
3. 事 件
  - （1）意見交換会に係る市民意見に対する対応について
  - （2）登米地域商工会連絡協議会、宮城県商工会連合会との商工振興懇談会
4. 参 加 者：委 員 長 中澤 宏、副委員長 佐々木幸一、  
委 員 工藤淳子、浅田 修、田口久義、及川長太郎、岩淵正宏  
（議会事務局）主査 庄司美香
5. 概 要：（別紙のとおり）
6. 所 見：（別紙のとおり）

(別紙)

## (1) 意見交換会に係る市民意見に対する対応について

### ○概 要

7月13日及び14日、市内各公民館等で実施した意見交換会において市民から出された意見等について、9月定期議会以後、産業建設常任委員会で所管することと再度分類された5件への対応を協議した。

いずれも、執行部に回答を求めることとした。

## (2) 登米地域商工会連絡協議会、宮城県商工会連合会との商工懇談会

### ○概 要

平成26年、小規模企業振興基本法が制定されると同時に小規模事業支援法が改正された。その後、宮城県において「中小企業・小規模企業の振興に関する条例」が平成27年7月10日付けで施行されている。

国全体の企業の内、約90パーセントが中小企業であり、さらにその9割が小規模企業である現状において、県内に33ある商工会としては、法律の目的である小規模企業の振興、持続的な発展を図るため、各自治体においても当該条例を制定されるよう望んでいる。

条例制定に向けた要望活動等は、各商工会で現在全県的に実施されており、その動向について把握されている状況は下記のとおり。

状 況	自治体数
条例制定予定（12月あるいは2月議会）	1
既存条例の改正予定	2
自治体において検討が開始されている	11
条例制定に関する請願提出予定	2

その他、議員との勉強会などを開催している自治体も複数ある。

一方、市としては商工観光振興計画を策定している。その内容や方向性として、中小企業・小規模事業者の支援、振興を掲げており、効果的な施策を展開していくために、必ずしも条例が必要とは捉えられていない。

なお、当日の出席者は下記のとおりである。

	役 職	氏 名
1	みやぎ北上商工会会長	岩渕 吉郎
2	登米中央商工会会長	阿部 泰彦
3	登米みなみ商工会会長	今野 秀俊
4	宮城県商工会連合会総務部人事部部長	桃井 健次
5	みやぎ北上商工会事務局長	斉藤 紀弘
6	登米中央商工会事務局長	佐藤 浩幸
7	登米みなみ商工会事務局長	青木 常德
8	みやぎ北上商工会課長代理	村上 渡



【意見交換の様子】

## ○所 見

小規模事業支援法が改正され、平成27年7月、宮城県においても条例が施行された。

市内の3商工会と当該条例制定について意見交換を実施したが、本市は商工観光振興計画を策定している。条例制定が小規模事業者の効果的な支援につながるものとなるのか、さらに調査が必要と考えられる。

## 産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 28 年 11 月 4 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 4 時
2. 場 所：迫庁舎 第 3 委員会室
3. 事 件
  - ・農業委員会の新体制について
4. 参 加 者：委 員 長 中澤 宏、副委員長 佐々木幸一、  
委 員 工藤淳子、浅田 修、田口久義、及川長太郎、二階堂一男、  
岩淵正宏  
(農業委員会) 事務局長 菅原貞治  
事務局次長 佐藤真吾  
(議会事務局) 主査 庄司美香
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)



(別紙)

・農業委員会の新体制について

○概要

本年4月1日に施行された農業委員会に関する法律は、その目的を「農民の地位向上に寄与する。」ものから「農業の健全な発展に寄与する。」ものに改められた。

これは、農業委員会が耕作放棄地解消と、担い手への農地集積のため、現場活動を重点的に行うことができるよう体制を改めたもので、大きな変更点は下記3点である。

<b>1. 農業委員の選出方法</b>
・「選挙による選出」から、「市長が議会の同意を得て任命する」こと。 また、機動的な対応を可能とするため、その定数は約半分になる。
<b>2. 農地利用最適化推進委員制度の創設</b>
・農業委員定数の半減に伴い、担当区域ごとに「農地利用の最適化」を推進する農地利用最適化推進委員を委嘱する。
<b>3. 「意見の提出」の義務化</b>
・農家等の意見を反映させるために行っていた「建議」を廃止し、「農地利用の最適化」に関する意見を提出しなければならない。

しかしながら、これらの改正には大きく次の6点の問題点がある。

<b>1. 地域バランスの不均衡</b>
・農業委員選出に当たり地域指定ができないことから、農業委員空白地域が発生し、総会審議の際に誤った判断に繋がる恐れがある。
<b>2. 農業委員のモチベーション低下</b>
・現在の農業委員は選挙に立候補して選出されており、責任感があり活発な活動を行っているが、選挙でなくなることにより、そのモチベーションが低下する恐れがある。
<b>3. 推進委員への応募者不足</b>
・市長の任命ではなく、農業委員会が委嘱することから、知名度も低く応募者が定数に達しない恐れがある。
<b>4. 不明瞭な責任の所在</b>
・具体的な業務区分がないため、委員相互の責任の所在があいまいになる。
<b>5. 対応までの時間不足</b>
・農地法の改正もあり義務化された項目が多いほか、業務期限が限定され、短期間で対応を迫られる。
<b>6. 国からの指導達成の困難性</b>
・定数以上の応募者を確保し、選考委員会での人選過程を公表すること。 ・女性や若者の確保。 ・地区ごとの定数枠を設けないこと。 ・上乘せ報酬の条例化。

・推進委員の報酬は、農業委員と同額またはそれ以上とすること。

本市では、責任の所在が不明瞭になることを避けるため、下記のとおり独自に業務区分を明確化したいと考えている。

農業委員	推進委員
① 総会関係	① 遊休農地に関する措置
② 農地利用の最適化指針作成	② 農業上の利用の確保
③ 最適化に関する意見書の作成	③ 農地集積・集団化対策
④ 農地の賃借料の参考となる賃借料情報	④ 新規就農；新規参入への促進
⑤ 農作業料金改定委員会への資料検討	
⑥ 農業委員会だより発行	
⑦ 農業者年金加入推進	
⑧ 女性委員活動	

なお、推進委員定数についての基準について、国では 100 h a / 人としているが、本市では区域を考えた場合に 30 区域となることから、その定数を 30 人とした。

しかしその担当面積は 522 h a / 人であり、国で示す基準の 5 倍以上となる。

基礎的報酬額については、現在 48 名の農業委員で行っていた業務を、農業委員・推進委員 54 人で行うため、業務量に大きな変動はないと考えられることから、現行の報酬総額を 54 人で振り分けることとして考えており、その具体的な金額は下記のとおりである。

一方、活動実績割及び成果実績割については、査定払いという概念による初めての報酬であるにも関わらず、これに対する問い合わせに対し、国からの回答がないという状況が続いている。

よって、査定払いとなるこの部分については、国からの回答を待ち、条例の一部改正として提案したいと考えている。

#### 【報酬（案）】

区分	改正後	現行
農業委員会会長	101,400 円	106,400 円
会長職務代理者	49,100 円	54,100 円
部会長	—	53,000 円
委員	40,500 円	45,500 円
農地利用最適化推進委員	40,500 円	—

## ○所 見

本市は、この法改正で検討モデルとされた都市近郊の状況とは異なり、広大な農地面積を保有している。実際、全国的にも都市近郊をモデルとしたこのような改正に合致する自治体は少ないと思われる。

独自に業務区分を明確にするという案は、評価すべき点であると考えられるものだが、農業委員、最適化推進委員の報酬を、単に現行総額を新体制での定数で割って減額するという点は、容易に承知できかねるものである。

この法改正により、法の目的は農業の健全な発展に寄与するためとされた。これに必要な報酬の額について、再度検討すべきと考えると同時に、国に対し、改めべきは改められるよう、議会として、意見書の提出を検討していきたいと考える。

## 産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 28 年 11 月 7 日（月） 午前 9 時 56 分～午後 5 時 35 分
2. 場 所：宮城県東部土木事務所登米地域事務所、  
迫庁舎 第 3 委員会室、  
ホテルニューグランヴィア
3. 事 件
  - (1) 長沼川改修事業計画について
  - (2) 迫町大東地区排水事業について
  - (3) 下水道事業の公営企業化について
  - (4) 産業振興会との意見交換
4. 参 加 者：委 員 長 中澤 宏、副委員長 佐々木幸一、  
委 員 工藤淳子、浅田 修、田口久義、岩淵正宏  
(建 設 部) 建設部長 中津川源正  
建設部次長兼住宅都市整備課長 首藤正敏  
土木管理課長 菅原和夫  
下水道課課長補佐 阿部信広  
下水道課課長補佐 星洋徳  
下水道課課長補佐兼係長 高橋浩昭  
土木管理課副参事兼課長補佐 小野寺憲司  
(議会事務局) 主査 庄司美香
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

(別紙)

## (1) 長沼川改修事業計画について

### ○概 要

長沼川は、旧迫川と合流する下流部において農業用排水路として利用されている。断面は非常に狭く、河床勾配も緩いため水質の悪化が問題となっているほか、左岸側に位置する迫町中心市街地では、大雨・洪水時に内水被害等も生じている。

これらのことから、新たに迫川への放水路を整備し、排水機場及び調整池を設け、本市下水道事業と連携した市街地の治水安全度向上が図られている。

長沼側の改修計画は、迫町佐沼大網地区の迫川と放水路の合流点を起点、沼向地区を終点とする改修延長 3,400m。

平成 26 年度の長沼川排水樋門完成に伴い、現在は大網地区から迫川合流点までの放水路区間 1,400mを重点区間とし、東日本大震災以降、国の交付金事業に加え、県単独費も投入し、事業が進められている。



【宮城県東部土木事務所登米地域事務所内】



【南方町寺袋地内 長沼川排水樋門 川裏側】



【H26 年度完成長沼川排水樋門】



【H28.7 完成 飯島橋】



## (2) 迫町大東地区排水事業について

### ○概 要

長沼川改修事業計画と併せ、雨水排水路狭窄箇所等の現地調査を実施。その後、7月22日の調査以降、新たに取り組みられている対策内容等について調査を行った。

1. 雨水排水施設の整備 … 段階的な整備の検討
・計画検討の委託業務を契約し、段階的整備の水量設定を検討中。
2. 既設雨水排水路の機能拡充 … 狭窄部の改修
・狭窄部の拡幅に向け業務委託を行い、県、NTTとの協議図面を作成し、協議中。
3. 周辺の水路の流れ方の把握 … 雨水排水路現況調査業務の実施
・既往資料を収集し、確認中。
4. 浸水想定区域図の作成
—
5. 大雨時の対応の検証と対策の充実
・関係行政区長へ取組状況を説明し、要望を聞き取り。また、大雨時に現地確認を実施。



【大網排水路狭窄箇所】



【沼向調整池】



## ○所 見

大規模な改修と多くの予算、長期間を要する2大事業である。

土地自体が低く、その低いところから、どのような排水対策をとれば被害が軽減するのか。長沼川改修事業計画と合わせ、大東地区排水対策には、綿密な調査と計画の必要性が感じられる。

大東地区の住民は、大雨の都度、不安と危険を感じる状況が続いている。市民の安全・安心を守るのが行政の最大の責務であることから、長沼川の改修と大東地区排水事業が完了するまでは、地区住民に工事の進捗を丁寧に説明するとともに、被害軽減のための対処などを検討していかなければならない。

地球温暖化の影響により、台風やゲリラ豪雨も多発している昨今、一日も早い完了を望むものである。

### (3) 下水道事業の公営企業化について

#### ○概 要

平成 27 年 1 月、総務省から下水道事業の公営企業会計への移行要請があり、本市では平成 32 年 4 月より地方公営企業法の適用を開始する予定である。

宮城県内で既に公営企業会計へ移行したのは 5 市町であり、全国的な移行率は 14.7%となっている。

公営企業会計への移行効果は下記 5 点である。

- 1) 経営成績及び財政状態が明確になる。
- 2) 将来の経営計画を適切に策定することができる。
- 3) 職員の経営意識が向上する。
- 4) 消費税の節税に期待ができる。
- 5) 経営責任の明確化が図られる。

上下水道は、技術的な観点から考えた場合に共通部分も多いことから、技術者の育成という意味でも、徐々に上下水道を一体的な管理とするよう、公営企業法の全部適用を検討している。

## ○所 見

合併以前から取り組まれている事業で歴史も古い。資産価値を的確に把握するため、固定資産調査をすることは必須だが、その膨大な量の書類整理は、大きな事務の負担になるであろうことが懸念される。

一方、下水道は、整備の時代から管理の時代へと変換してきている。

公営企業化によるメリットを最大限に生かすべく、確実な資産価値の把握が期限どおり進捗されるよう、注視していきたいと考える。

## (4) 産業振興会との意見交換

### ○概 要

市内企業の現状、経済状況、産業界で抱えている問題点等について意見を交換し、相互理解を深め、企業活動並びに地域経済の活性化に貢献する目的で開催された。

出席者は下記のとおり。

	会員名	役職名	氏名
1	アサヒ株式会社	代表取締役	切通 省二
2	有限会社伊豆沼農産	代表取締役	伊藤 秀雄
3	有限会社ウッディアベ芸	代表取締役	阿部 廣幸
4	川内印刷株式会社	専務取締役	松岡 文彦
5	株式会社北宮城自動車学校	代表取締役	高橋 久寿
6	株式会社ジョイショッピングプラザ	代表取締役	阿部 泰彦
7	株式会社宮城スタンレー宮城製作所	代表取締役社長	熊谷 重典
8	仙北信用組合 迫支店	支店長	佐藤 真哉
9	東北電力株式会社栗原登米営業所	副所長	阿部 久
10	東和砕石有限会社	代表取締役社長	三浦 孝次郎
11	株式会社登米精巧	代表取締役	後藤 康治
12	トヨタ東北株式会社	取締役社長	煤村 健司
13	富士精罐株式会社宮城工場	生産管理部長	門馬 智彦
14	紅忠コイルセンター東北株式会社	代表取締役社長	古澤 宏和
15	有限会社丸大商店	代表取締役	伊藤 則男



## 【産業振興会会員の抱えている共通課題】

<b>■人材の確保</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・新卒者が、進学及び就職を含め市外へ出る傾向が強くなっており、求人を出しても人が集まらない。この影響により、人材の育成も困難な状況にある。</li><li>・そもそも少子化であることに加え、高学歴化が進んでいることが背景の一つであると考えられる。</li><li>・また、雇用促進に係る施策は目に見えるが、求人对策という点での施策に乏しさを感じる。</li></ul>
---------------	--

### 対策として提案された主な意見

- ・若者が魅力を感じて定住したいと思える施策の創設  
(例：地元就職お祝い金のような、働く個人に対する就職助成金)
- ・Iターン及びUターン者を第2新卒者として雇用する仕組み
- ・ホームページでのPRに加え、常に目に触れる紙ベースでの情報提供

## 【産業振興に関する提案事項】

- ・人材の確保、育成支援施策の充実
- ・産業振興に向けたビジネスマッチングや、新製品、新技術開発への支援の充実
- ・最新の技術情報や、企業経営に必要な、国、他の施策情報の提供及び支援
- ・物販関係の商業経営に対する取り組み
- ・新規事業投資に関する補助の業種拡大
- ・各企業単位の運転技能講習の進め
- ・労働者の資格取得の向上

## 【その他の意見等】

- ・資金不足、売上げの伸び悩み
- ・行政における、地元専門業者の優先的な指名
- ・学校、家庭へのPRによる新卒者の定住促進
- ・地場企業に対する設備投資減税の策定

【意見交換の様子】



○所見

市内各種産業団体や組織団体との意見交換会は、常任委員会として、各々の実情を把握するという観点から、大変重要と考える。この意見交換会を通じて、各種団体や組織にはどんな課題があり、それを解決するためには、何が必要かということを改めて考えさせられたところであり、また、それらのことを行政側が的確にとらえているのかについても、甚だ疑問と感じたところでもある。

産業振興会からは、政策を逆提案されたところであり、一つには、企業誘致の優遇制度に特化することなく、既存の幅広い業種の事業者に対しても、優遇制度を設けてもらいたいとのこと。また、若者の移住・定住対策として、企業にではなく、個人に対しても助成金制度を設けられたいとのことであった。

提案いただいた意見の、施策としての実現性について、調査を重ね、検討していきたいと考える。

## 産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 28 年 11 月 14 日（月） 午後 3 時～午後 4 時 52 分
2. 場 所：迫庁舎 第 3 委員会室
3. 事 件  
・農業委員会の新体制について
4. 参 加 者：委 員 長 中澤 宏、副委員長 佐々木幸一、  
委 員 工藤淳子、浅田 修、田口久義、及川長太郎、二階堂一男、  
岩淵正宏  
(農業委員会) 事務局長 菅原貞治  
事務局次長 佐藤真吾  
(議会事務局) 主査 庄司美香
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

(別紙)

## ・農業委員会の新体制について

### ○概 要

登米市農業委員会役員 12 名の方々と、今年 4 月 1 日に施行された農業委員会に関する法律の改正に伴う新体制の内容について、意見交換を行った。

現農業委員の任期満了日は平成 29 年 7 月 23 日であることから、その翌日以降新体制により委員会活動を行うこととなるが、これまで所管事務調査においても指摘されてきた下記 4 点について、農業委員からもそれぞれ意見が出された。

<b>1. 農業委員と推進委員の業務区分について</b>
・組織が 2 分化されることによって、事務方の苦労はもとより、地域の方々が相談相手に戸惑うことが懸念される。
<b>2. 推進委員委嘱の基準となる農地集積率について</b>
・農地集積率を算定する際に使用する『農地』の区分について、農地全体ではなく、集積可能農地に改められたい。 そもそも、水田経営のみでは中心経営体になることが難しいという制度がある中で、その水田や、補助金が少ないために集積が進まない畑などすべて含んだものを『農地』として計算に使用することは、現状にそぐわないものである。
<b>3. 農業委員報酬額について</b>
・活動実績割、成果実績割という区分で上乘せ報酬が支払われると言われているものの、詳細は不明瞭なままである。また、『ネコ目農政』と揶揄されることがしばしばある中、この改正で国が考えるような農地利用成果とならなかった場合、国の予算が切られてしまうのではないかと心配がある。
<b>4. 委員の選考について</b>
・国では、定数以上の応募者を確保し選考委員会で人選すること。委員の選出にあたっては地区ごとに定数枠を決めてはならないとしている。しかし、地域バランスを考慮することは、本市が合併以降築いてきた現在の理想的な体制を今後も維持し、潤滑な活動を行うためには必要な条件である。

なお、当日出席いただいた方々は下記のとおり。

	役 職	氏 名
1	会長	秋山 耕
2	会長職務代理者	佐々木 仁司
3	第 1 農地部会長	高橋 清範
4	第 1 農地部会長職務代理者	千葉 胤幸
5	第 2 農地部会長	五十嵐 幸喜
6	第 2 農地部会長職務代理者	芳賀 秀二



7	第3農地部会長	佐藤 幸治
8	第3農地部会長職務代理者	鈴木 一義
9	農政部会長	三塚 芳毅
10	農政部会長職務代理者	鈴木 巖
11	農業振興部会長	蓮沼 武光
12	農業振興部会長職務代理者	門馬 一郎

【意見交換の様子】



〇所見

現場の声と、国で定めた内容との乖離幅は非常に大きなものであると断じざるを得ない。農業委員会の活動は、本市農業を支えるうえで大変重要であり、その制度改正に伴い、個々の農家が混乱をきたすことは避けなければならない。

地域農業の健全な発展に寄与することが、この法律の目的である。ならば、その目的に沿うよう、改めるべきは改められたいとの強い意見を発信すべく、委員会として一致した意見を取りまとめていきたいと考える。

## 産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 28 年 11 月 16 日（水） 午前 11 時 38 分～午後 1 時 49 分
2. 場 所：迫庁舎 第 1 委員会室
3. 事 件
  - (1) 登米市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
  - (2) 工事請負契約の変更契約の締結について（(仮称)長沼第二工業団地）
  - (3) (仮称)登米インター工業団地に係る継続費の設定について
4. 参 加 者：委 員 長 中澤 宏、副委員長 佐々木幸一、  
委 員 工藤淳子、浅田 修、田口久義、及川長太郎、二階堂一男、  
岩淵正宏  
(産業経済部) 産業経済部長 千葉雅弘  
産業経済部次長 丸山仁  
産業経済部次長兼農産園芸畜産課長 高橋一紀  
産業政策課長 平山法之  
工業振興課長 伊藤秀樹  
産業政策課副参事兼課長補佐 千葉昌弘  
工業振興課技術主幹 福泉淳  
(議会事務局) 主査 庄司美香
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

(別紙)

## (1) 登米市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

### ○概 要

現在造成している（仮称）長沼第二工業団地へ企業を誘致するにあたり、奨励金制度の拡充を図り、企業が立地しやすい環境を充実させることを目的に、条例の一部改正を行うもの。

これにより、進出企業の投資負担軽減が図られ、企業誘致活動がさらに効果的・積極的に推進できるほか、早期誘致による雇用の場の創出に伴い、市民所得の向上と生活の安定につながるものと期待される。

	現行	改正後
第8条の2関係 【企業立地投資奨励金】	投下固定資産額と固定資産課税台帳に登録された課税標準額のいずれか低い方の額を交付額とする。	投下固定資産額を交付額とする。
第8条の3関係 【用地取得奨励金】	なし	市が造成した工業団地用地取得費の100分の20を乗じて得た額を交付。 (上限1億6,000万円)
第9条関係 【雇用促進奨励金】	雇用人数に10万円（新規学卒常時雇用従業員は15万円）を乗じて得た額。	雇用人数に20万円を乗じて得た額。

### ○所 見

完成を間近に控えた工業団地への早期企業誘致に向け、新規進出企業にとっては登米市としての優位性が認められる、有効な改正内容であると考えます。

一方、企業独自の努力で新たに土地や建物を取得し創業する企業や、事業の拡大などを図る市内既存企業への支援は、果たして十分だろうか。

産業振興なくして『まち』の活性化はない。造成した工業団地の早期売却に限らず、市民所得の向上と生活の安定に寄与するためにも、市内に立地する企業への支援に対しても検討すべきと考えます。

## (2) 工事請負契約の変更契約の締結について ((仮称) 長沼第二工業団地)

### ○概要

平成29年3月15日までの工期となっている、(仮称)長沼第二工業団地造成工事の工事費について、造成工事並びに道路工事いずれにも増減が生じた。

主なものとして、工事区内を縦断する大洞9号線を当初予定していた片側交互通行から全面通行止めで施工することとなり、諸経費率の加算補正を変更したことから、諸経費については大幅な減額となったが、造成工事では伐根量が想定以上に多く、その処理費が大幅に増額。また、道路工事では、道路盛土の土質試験の結果、セメント改良が必要となったほか、交通安全対策のための誘導標やガードレールの増工により増額となった。

(単位：円)

	当初	変更後	増減
造成工事	1,011,255,000	1,029,704,456	18,449,456
道路改良舗装工事	175,665,000	190,382,344	14,717,344
請負額計	1,186,920,000	1,220,086,800	33,166,800

### ○所見

工事請負契約後、増額となる変更契約が相次いでいる。

工事開始後にしか判らない土中の状況等があること、十分に企業努力もいただいた結果の変更契約であることは承知するが、発注にあたり、その精度を高めるために何か工夫できることはないか。検討されたい。

## (3) (仮称) 登米インター工業団地に係る継続費の設定について

### ○概要

蛭沢いちね線道路改良舗装工事は施工総延長880m。(仮称)登米インター工業団地の造成事業に伴い、今後大型車両の通行等による交通量増加が見込まれることから、団地関連車両及び地域住民の安全な通行を確保するため、当該団地整備事業と一括発注による施工を予定していた。



しかし、(仮称) 登米インター工業団地整備事業の工程が平成 28 年度から 30 年度までと見直されたことに伴い、道路改良舗装工事も同様に継続費として実施することに変更する。

(単位：千円)

■継続費設定額	153,436	
平成 28 年度工事費	—	—
平成 29 年度工事費	46,030	施工予定延長 … 264m
平成 30 年度工事費	107,406	施行予定延長 … 616m

### ○所見

団地内には既存道路があるものの、道幅が狭く、大型車両の通行を考えると安全面で不安が残る。

平成 31 年 3 月、工業団地が完成した際に支障をきたすことがないよう、道路改良工事の進捗状況についても注視していきたい。

## 産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 28 年 11 月 24 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 47 分
2. 場 所：迫庁舎 第 3 委員会室
3. 事 件
  - ・農業委員会の新体制について
4. 参 加 者：委 員 長 中澤 宏、副委員長 佐々木幸一、  
委 員 工藤淳子、浅田 修、田口久義、及川長太郎、二階堂一男、  
岩淵正宏  
(農業委員会) 事務局長 菅原貞治  
事務局次長 佐藤真吾  
(議会事務局) 主査 庄司美香
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

(別紙)

・ 農業委員会の新体制について

○概 要

常任委員会並びに全員協議会でも議論された農業委員及び推進委員の基礎的報酬額（案）について、下記事由により当初案に対する見直しが図られた。

①農業委員と推進委員の報酬は、想定される業務量に大きな差がない。

また、国の指導でも、両委員の報酬は同額あるいは推進委員の方が高くなることとされている。

②今後も農業委員会活動を継続するため、さらには農業委員・推進委員の職責が大きくなる。

上記2点により、基礎的報酬額（案）について、改めて見直しを行った。

見直し後の基礎的報酬額（案）については、下表のとおり。

区 分	改正後	現 行
農業委員会会長	106,900 円	106,400 円
会長職務代理者	54,600 円	54,100 円
部会長	—	53,000 円
委員	46,000 円	45,500 円
農地利用最適化推進委員	46,000 円	—

○所 見

本件に関する常任委員会での調査回数は、農業委員との意見交換を含め、今回で4回を数える。

この中で、大きな課題として捉えていた一つである基礎的報酬額（案）については、適切な見直しが図られたものと考えられ、評価しているところである。

しかし、今回の改正に伴う実際の運用を考えた場合、問題となる点は他にも複数挙げられる。

農業を基幹産業とする本市において農業の健全な発展を図るため、農業委員会さらには農家に混乱が生じないように、本委員会としてはより良い新体制での農業委員会活動を可能とすることを目的に、意見書の提出について引き続き調査、検討を行いたいと考える。